

令和 6 年度委託訓練事業における託児サービス付コース
及び母子家庭の母等の職業的自立促進コースについて

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

1 託児サービス付きコースについて

- (1) 託児サービス付コースの受託を希望する事業者にとって託児施設の確保等の負担が大きいことから、託児サービスを提供できる受託希望者が受託したコースを託児サービス付コースとします。
- (2) 託児サービスを提供できる受託希望機関は、企画提案の際に提案書に「託児サービス付き」と付記のうえ、必要な書類を提出するようプロポーザル募集要領に記載します。
- (3) 託児サービスを提供できる受託希望機関に対しては、審査に当たって一定の加点をします。（ただし、託児サービスに対する加点は総合評価のうちの一部のため、総合評価の結果、託児サービスを提供できる受託希望者が選定されないこともあります。）
- (4) 母子家庭の母等の職業的自立促進コースにおける準備講習期間も託児サービスの対象とします。
- (5) 託児サービスに係る委託費の単価（以下「託児サービス単価」という。）は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額（委託先機関自らが訓練受講者のみに対して託児サービスを提供する場合は個々の積み上げによる実費）であることとし、算定基礎月毎に児童 1 人 1 月当たり 66,000 円（外税）を上限とします。

また、母子家庭の母等の職業的自立促進コースにおける準備講習期間、一時的利用期間及び算定基礎月が 1 月に満たない期間の託児サービス単価については、1 日当たり 3,300 円（外税）を上限とします。

なお、一時的利用期間及び算定基礎月が 1 月に満たない期間の場合であっても、当該期間の託児サービス単価の合計額は 66,000 円（外税）を上限とします。

2 母子家庭の母等の職業的自立促進コースについて

- (1) 母子家庭の母等の職業的自立促進コース（以下「母子母等訓練」という。）は年々受講者が減少しており、今後も同様の傾向が予想されることから、母子母等訓練の単独コースは設定しません。
- (2) しかし、女性に対する再就職支援は職業訓練における重要な施策のひとつであり、特に出産、育児等により長期間のブランクがある女性離職者への支援は継続する必要があることから、母子母等訓練は、知識等習得コース（以下「離職者訓練」という。）と統合した「母子家庭の母等の職業的自立促進コース併用型」（以下「併用型訓練」という。）という形態により実施します。
- (3) 併用型訓練を実施できる受託希望機関が受託したコースを併用型訓練とします。
なお、1コース当たりの母子母等訓練の定員は設けません。（ただし、準備講習費の予算超過が見込まれる場合、年度途中で調整をお願いすることもあります。）
- (4) 併用型訓練を実施できる受託希望機関に対しては、審査に当たって一定の加点をします。（ただし、併用型訓練に対する加点は一部のため、総合評価の結果、併用型訓練を実施できる受託希望機関が選定されないこともあります。）
- (5) 母子家庭の母等の求職者は、受講申込書の「訓練の区分等」欄において、離職者訓練として受講するか、母子母等訓練として受講するかを選択します。
- (6) 母子母等訓練としての受講を選択した訓練受講者に対しては、訓練開始前に準備講習を実施します。
- (7) 準備講習後の訓練は、離職者訓練の受講者とともに受講します。
- (8) 母子母等訓練としての受講希望者がいない場合も、併用型訓練として実施します。
- (9) 母子母等訓練の受講希望者がいない場合にあっても、併用型訓練として実施するので、改めて契約を締結し直す必要はありません。

[併用型訓練の流れ]

